

令和 7 年組合議会 6 月臨時会（令和 7 年 6 月 30 日）

上 尾 桶 川 伊 奈 衛 生 組 合 議 会 会 議 録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和 7 年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第 1 回臨時会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

6 月 3 0 日（月）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○議席の指定	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	7
	○提出議案の報告	7
	○第 7 号議案および第 8 号議案の上程、説明	7
	○第 7 号議案および第 8 号議案の質疑、討論、採決	10
	○第 9 号議案の上程、説明	11
	○第 9 号議案の質疑、討論、採決	12
	○議員派遣の件	13
	○管理者の挨拶	13
	○閉会の宣告	14

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第4号

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和7年6月20日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小 野 克 典

- 1 日 時 令和7年6月30日（月） 午前10時
- 2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場
- 3 付議事件
 - (1) 第7号議案 専決処分の承認を求めることについて
 - (2) 第8号議案 監査委員の選任について
 - (3) 第9号議案 監査委員の選任について
 - (4) 付 議 事 件 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合議会行政視察の議員派遣について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	細 谷 文 人 議員	2 番	轟 信 一 議員
3 番	川 内 雅 人 議員	4 番	原 田 嘉 明 議員
5 番	渡 辺 ま や 議員	6 番	海老原 直 矢 議員
7 番	近 本 あんな 議員	8 番	斎 藤 哲 雄 議員
9 番	江 森 誠 一 議員	10 番	佐 藤 弘 一 議員
11 番	仲 又 清 美 議員	12 番	前 島 る り 議員

不応招議員（なし）

6 月 臨 時 会

第 1 日

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会 第1日

令和7年6月30日（月曜日）

○議 事 日 程

第1 開 会

第2 開 議

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 諸報告

第7 提出議案の報告

第8 第7号議案および第8号議案の上程、説明

第9 第7号議案および第8号議案の質疑、討論、採決

第10 第9号議案の上程、説明

第11 第9号議案の質疑、討論、採決

第12 議員派遣の件

第13 閉 会

○出席議員（１２名）

1 番	細	谷	文	人	議員
2 番	轟		信	一	議員
3 番	川	内	雅	人	議員
4 番	原	田	嘉	明	議員
5 番	渡	辺	ま	や	議員
6 番	海	老 原	直	矢	議員
7 番	近	本	あ ん な		議員
8 番	斎	藤	哲	雄	議員
9 番	江	森	誠	一	議員
1 0 番	佐	藤	弘	一	議員
1 1 番	仲	又	清	美	議員
1 2 番	前	島	る	り	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

管 理 者	小	野	克	典	君
副 管 理 者	畠	山		稔	君
会計管理者	松	川		敬	君
組 合 事 務 局 長	大	塚	浩	正	君
組合副局長	大	野		優	君
組合事務局 主 幹	馬	場	将	樹	君
組合事務局 主 幹	石	川	和	茂	君
参 与	藤	田		悟	君
参 与	天	沼	貞	良	君
参 与	澤	田		勝	君
参 与	吉	川	貴	弘	君
参 与	矢	代	雅	之	君

参 与 北 村 和 幸 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 谷 川 義 哉 君

書 記 杉 崎 達 宏 君

組合事務局
主 事 山 田 竜 矢 君

午前 10 時 01 分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） ただいまから令和 7 年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第 1 回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△議席の指定

○議長（斎藤哲雄議員） これより議事に入ります。

初めに、伊奈町において本組合議会議員の交代があったため、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において指名いたします。

3 番、川内雅人議員、10 番、佐藤弘一議員、ただいま着席しております議席を指定いたします。

△会議録署名議員の指名

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、

5 番 渡 辺 ま や 議員

7 番 近 本 あんな 議員

以上、2 名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（斎藤哲雄議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（斎藤哲雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、議会運営委員の選任について御報告いたします。

議会運営委員会条例第5条の規定により、去る6月3日付で10番、佐藤弘一議員を議会運営委員に指名しましたので、御報告いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

△提出議案の報告

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本臨時会に管理者から第7号議案から第9号議案までの議案3件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△第7号議案および第8号議案の上程、説明

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、第7号議案及び第8号議案を議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変御多忙にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本日は伊奈町から新たな議員さんをお迎えいたしまして、当衛生組合議員の再構成がなされたところでございますので、改めましてよろしくお願い申し上げます。

また、私ごとではございますけれども、去る4月の桶川市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支援をいただき、引き続き市政運営を担わせていただくこととなりました。あわせて、当衛生組合の管理者として改めて就任させていただいたところでございます。議員の皆様

におかれましては、変わらぬ御指導、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御提案申し上げております第7号議案から第8号議案につきまして御説明させていただきます。

まず、第7号議案 専決処分の承認を求めることにつきましては、人事院勧告等に準じて上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

次に、第8号議案 監査委員の選任についてでございますが、識見を有する監査委員の野本一人氏の任期が令和7年6月30日で満了となりますが、引き続き野本一人氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

なお、野本一人氏の経歴につきましては、資料を配付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、何とぞ慎重審議の上、御審議を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

大塚事務局長。

〔組合事務局長 大塚浩正君 登壇〕

○組合事務局長（大塚浩正君） それでは、第7号議案 専決処分の承認を求めることについて、補足説明をさせていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告に準じて上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日に上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

議案の内容といたしまして専決処分書、改正の内容につきましては別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を配付させていただいております。

それでは、別紙、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を基に、改正内容の概要を説明させていただきます。

初めに、改正条例第1条は、職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第8条の扶養手当につきましては、改正前の第2項第1号、配偶者に係る扶養手当を廃止し、ページが変わりまして、第3項、子に係る扶養手当の月額を1万円から引き上げ、1万3,000円とするものでございます。

また、改正後の第5項において、扶養手当の支給に関し必要な事項は、組合規則で定めとするものでございます。

次に、第9条は、組合規則に委任される事項の規定を削除するものでございます。

4ページに移りまして、第9条の2の地域手当につきましては、支給割合を10%から引き下げ、8%とするものでございます。

次の第17条の2の管理職員特別勤務手当につきましては、災害への対象等で平日深夜に勤務した場合にも手当を支給するものでございます。

次に、第17条の9につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対する住居手当を支給対象とするものでございます。

そのほか、号の削除や項の追加に伴います号ずれ及び項ずれへの対応並びに字句の整理を行うものでございます。

続きまして、改正条例第2条は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

ページが変わりまして、第8条の2の育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限につきましては、第1項、配偶者の定義に、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含めるものでございます。

第2項は、職員が子を養育するために請求した場合における時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」へ拡大をするものでございます。

ページが変わりまして、第3項は、職員の配偶者で、かつ子の親である者が常態として子を養育することができる場合であっても、時間外勤務の制限を請求できるようにするものでございます。

9ページに移りまして、第14条の特別休暇につきましては、子の看護休暇に係る取得事由に、これまでの子の看護に加え、感染症に伴う学級閉鎖や子の教育もしくは保育に係る行事のうち、入園・入学式、卒園・卒業式への参加を新たに対象とするものでございます。

次の第15条の介護休暇につきましては、このたび新たに条例の第17条の2を設けたことな

どにより、字句の整理を行うものでございます。

ページが変わりまして、第17条の2及び第17条の3につきましては、任命権者は、家族の介護に直面した旨の申出をした職員に対して、介護保険などの仕事と介護の両立支援制度の周知や制度利用の意向確認等の措置を講じること、及び介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、職員に対する制度の研修や相談体制の整備等の措置を講じることを規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

次に、第2項は扶養手当に関する経過措置で、令和7年度につきましては、扶養配偶者に関しまして3,000円、子に係る扶養手当を1万1,500円とするものでございます。

次に、第3項は地域手当に関する経過措置で、令和7年度につきましては、地域手当を9%とするものでございます。

次に、第4項並びに第5項は、このたびの条例改正によりまして、職員の給与に関する条例第9条が削除されたこと並びに同条例第17条の9が改正されたことに伴いまして、育児休業等に関する条例並びに職員の定年等に関する条例の附則において、必要な措置を講じるものでございます。

以上で、第7号議案の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

再開予定時刻を申し上げます。10時25分といたします。

（午前10時19分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時21分）

△第7号議案および第8号議案の質疑、討論、採決

○議長（斎藤哲雄議員） ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前 10 時 22 分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 22 分）

○議長（斎藤哲雄議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、第 7 号議案 専決処分の承認を求めることについて、承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第 7 号議案は承認されました。

続いて、第 8 号議案 監査委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第 8 号議案は同意することに決しました。

△第 9 号議案の上程、説明

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、第 9 号議案を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、10 番佐藤弘一議員の退場を求めます。

〔10 番 佐藤弘一議員 退場〕

○議長（斎藤哲雄議員） 管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、御提案申し上げております第9号議案の監査委員の選任についてでございますが、議会から選出されました監査委員藤原義春氏が令和7年6月3日に辞職いたしましたので、後任として佐藤弘一氏を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

なお、佐藤弘一氏の経歴につきましては、資料を配付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終了させていただきますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑及び提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

（午前10時26分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時27分）

△第9号議案の質疑、討論、採決

○議長（斎藤哲雄議員） ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第9号議案 監査委員の選任について同意すること賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第9号議案は同意することに決しました。

10番、佐藤弘一議員の入場を求めます。

〔10番 佐藤弘一議員 入場〕

○議長（斎藤哲雄議員） ただいま本組合の監査委員に選任されました10番、佐藤弘一議員が議場におられますので、御挨拶をお願いいたします。

○10番（佐藤弘一議員） ただいま皆様から監査委員に選任されました伊奈町の佐藤弘一でございます。

これから、事業計画を基に運営がきちんとなされているか慎重に審査をしてみたいと思います。皆さんの御協力を得まして、本当にこれからも一生懸命やっていきたいと思います。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

△議員派遣の件

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第163条第1項の規定により、お手元に配付した議員派遣一覧のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、そのように決定しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した議員派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

本臨時会におきましては、監査委員の選任などの議案につきまして、いずれも原案のとおり御議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

また、ただいま議長さんの方からお話ございましたように、来週には議会行政視察が予定されておりますけれども、私ども正副管理者以下、執行部も同行させていただき、先進施設を見学させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、大変暑い日が続いております。議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意されまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） 以上をもちまして、令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前10時32分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 齋 藤 哲 雄

議 員 渡 辺 ま や

議 員 近 本 あ ん な

参 考 资 料

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

管理者提出のもの（３件）

議 番	案 号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
7		専決処分の承認を求めることについて	7 6. 3 0	7 6. 3 0	承 認
8		監査委員の選任について	7 6. 3 0	7 6. 3 0	同 意
9		監査委員の選任について	7 6. 3 0	7 6. 3 0	同 意